

愛知県立千種高校 規則及び手続

規則及び手続

1 登下校

- (1) 下校時刻は、4月～10月は17時30分、11月～3月は17時とする。やむをえない理由で居残るものは関係職員の許可を受ける。
- (2) 授業時間帯以外であっても登校後の外出は、担任に理由を言い許可を受ける。
- (3) 乗り物は、公共のもの以外に自転車だけ許可する。自転車通学者は自転車通学届を提出する。(自動二輪、電動キックボードなどの使用は禁止する)
- (4) 台風時の非常災害のときは、愛知県内に出されていた暴風警報(田原市を除く)が午前11時までに解除された場合、その2時間後に授業が開始される。ただし、午前11時過ぎに解除された場合は、休業とする。なお、特別警報及び市町村が発表する警戒レベル4以上の警報が発令された場合は、自宅待機又は避難をする。(詳細については、「警報発令時の登下校について」を参照)

2 出欠席など

- (1) 欠席のときは8時10分までに保護者が電話か、きずなネットで学校に報告する。但し、考査時の欠席については、原則電話で連絡する。
- (2) 遅刻のときはその授業の教科担任に申し出て授業を受け、その後速やかに担任まで申し出る。
- (3) 早退や欠課をするときは、担任の許可を受けること。
- (4) 親族が死亡したときは、速やかに学校に届ける。忌引日数はつぎの通りである。
父母(7日以内) 祖父母(3日以内) 兄弟姉妹(3日以内) 伯叔父母(2日以内)
その他の親族(1日以内) ※移動日を除く
- (5) 受験・部活動の対外公式試合などによる欠席・早退・欠課などは、願を提出する。遠隔地における受験・対外公式試合については、必要があれば、前日の1日を移動日として認め、受験・対外公式試合日扱いとする。

3 服装

(1) 新制服について(令和8年度以降の制服)

ア、冬服

- ・学校指定のブレザー、下はスラックス又はスカートとする。
- ・ブレザーの内着については、白を基調とした襟付きシャツを着用すること。
- ・ブレザーの左襟に校章をつける。

イ、夏服

- ・上衣は無地で、白・紺・グレー等の色を基調とした襟付きシャツ及びポロシャツとする。
- ・半袖、長袖ともに着用可能とする。
- ・スラックス、スカートは冬服に準ずる。

ウ、その他

- ・制服の夏服・冬服の着用に期間の定めはない。
- ・防寒着については、着用期間の定めはない。

(2) 旧制服について(令和8年度以前の制服)

ア、詰襟型(冬服)

- ・黒色の詰襟学生服とする。
- ・左襟に校章をつける。

イ、ブレザー型(冬服)

- ・学校指定のブレザー、下はスラックス又はスカートとする。
- ・ブレザーの内着については、白を基調とした襟付きシャツを着用すること。
- ・ブレザーの左襟に校章をつける。

ウ、夏服

- ・上衣は無地で、白・紺・グレー等の色を基調とした襟付きシャツ及びポロシャツとする。
- ・半袖、長袖ともに着用可能とする。
- ・スラックス、スカートは冬服に準ずる。

(3) 私服について

制服以外の私服を着用することも認める。ただし、定期考査、式典、写真撮影など、制服の着用がふさわしい場面では、制服を正しく着用し、登校すること。着用規定については生徒と学校が協議することとする。

ア、ミニスカートやショートパンツ、ノースリーブなど、肌の露出の多い服装は着用しない。

イ、他校・市販の制服は着用しない。

ウ、威圧感や不快感を与える服装は着用しない。

エ、サンダル・スリッパで登校しない。

(4) 靴・上靴について

ア、靴は運動靴、または短靴を用いる。色は特に指定なし。

イ、上靴は、所定のスリッパを用いる。

(5) 頭髪・化粧・アクセサリーについて

品位・清潔を保ち、人に不快感を与えないような端正な身なりを自ら考え、心がける。

4 施設・設備などの取り扱い

(1) 校舎・校具などの公共物は、担当教員の許可を得て使用し、使用後は担当教員に申し出る。もし、破損または、紛失したときは、すぐに届け出て指示を受ける。

(2) 火気・電気は担当教員の許可をえて使用する。

(3) 休日は原則として、学校の施設・設備の使用はできない。但し、事情があり使用する場合は、あらかじめ担任及び顧問の同意を得て、所定の手続きを行い許可を受ける。

(4) 普通教室の冷暖房施設の使用は、下記のとおりとする。

①使用期間 夏季・冬季の学習期間。原則として学校休業日は除く。

②使用時間 AM8:30~15:00(7限授業の場合は16時までとする)

※学習室などで使用する場合は別途指示する。

5 諸活動

- (1) 集会・募金活動などは、事前に許可を受けてから行う。
- (2) ポスター・印刷物類の配布・掲示は事前に許可を受けてから行う。但し次の条件を満たさない場合は許可しない。
 - ア、誇大な、あるいは、歪曲された内容でなく、事実にもとづく報道であること。
 - イ、他人を中傷・誹謗することなく、個人の名誉を尊重すること。
 - ウ、発行及び掲示責任者が明確であること。
- (3) 校内で新しく団体を組織する場合は、事前に許可を受けてから行う。

6 諸手続

- (1) 「生徒旅客運賃割引証(学割)」が必要な場合、担任を通じて、又はホームページからダウンロードして学割交付願を受け取り、必要事項を記入の上、担任を通じて事務室へ提出すること。
- (2) 物品を拾得したり、紛失したりしたときは、係の先生に届ける。
- (3) 在学中における運転免許証(自動車・原付・自動二輪)の取得は原則卒業後とする。ただし、進路先の都合等により取得を希望する者は、生徒課担当教員まで相談に来ること。
- (4) 経済的事情などでアルバイトをする場合は、保護者の承諾を得て、担任に届出ること。詳細については生徒課担当教員に確認すること。
- (5) 事務室の窓口時間は平日午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までとする。現金にて授業料や諸費を納入するときは、受付開始時間から速やかに事務室へ納める。
- (6) 通学証明書・在学証明書・卒業見込証明書の交付は、午前 10 時 40 分までに事務室へ申し込むと、当日午後 3 時に発行する。

7 規定の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部等は、生徒の意見を集約し、校長に対し校則の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要になったときは、生徒や保護者の意見を聴取するとともに、学校運営協議会等で議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等に説明するものとする。

8 その他

- (1) 生徒証は常に携帯する。
- (2) 貴重品の管理について
教室移動時(特に体育の授業時)には貴重品は各自のロッカーに施錠のうえ保管する。

交通安全と交通マナー

1. 学校への登下校は学校生活の延長である。
君達の登下校の姿そのものは君達個人の姿としてではなく千種高校の生徒の姿としてみられていることを十分に承知して、安全とマナーを守ってもらいたい。
2. 登下校時の留意点
地下鉄一社駅から本校まで歩行する生徒は、登校時・下校時とも必ず歩道を利用する。また、自転車通学者は車道を左側通行すること。
3. 自転車通学者への注意
 - 交通ルールについてよく知り、遵守精神を身につけて実行する。
 - 特に自転車乗車時は、被害に遭うばかりでなく加害者にもなりうることを自覚して、必要に応じて整備点検を心がける。
 - 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(令和 3 年条例第 4 号)を踏まえ、乗車時のヘルメット着用に努める。また、損害賠償責任保険に必ず加入する。
4. 交通事故発生時の処置について
 1. 軽いけがでも必ず警察に届け、外傷がなくても医師の診断を受ける。
 2. 相手の運転免許証・保険証などを見せてもらい、住所・氏名・電話番号・勤務先・保険の種類などを確かめる。
 3. なるべく早い段階で学校
(052-771-2121)に連絡をとる。
 4. 学校へ登校したら生徒課交通指導係から交通事故報告書の用紙をもらい記載して提出する。

| | |
|--------------------------------------|---|
| 報 告 に 必 要 な こ と | 事故発生の時間 事故発生の場所(略図) 傷害の程度 事故の原因及び発生時の状況 その他 |
|--------------------------------------|---|